



平成 29 年 5 月 8 日

各 位

会社名 大都魚類株式会社  
代表者名 取締役社長 青木 信之  
(コード番号 8044 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役 宮澤 栄三  
(Tel 03-5565-8112)

### 単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 71 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式の併合及び定款の一部変更（単元株式数の変更等）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しています。当社はかかる趣旨を踏まえ、本年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、本単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案並びに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式の併合

##### (1) 併合の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

## (2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	31,622,740株
併合により減少する株式の数	28,460,466株
併合後の発行済株式総数	3,162,274株

(注) 「併合により減少する株式の数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

## (3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	212名（8.90%）	256株（0.00%）
10株以上	2,169名（91.10%）	31,622,484株（100.00%）
合計	2,381名（100.00%）	31,622,740株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様212名（その所有株式の合計は256株。平成29年3月31日現在。）が株主たる地位を失うこととなります。

## (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、または自己株式として当社が買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

## (5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 変更の理由

#### ① 公告方法の変更

公告閲覧の利便性の向上及び費用の削減を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものです。

#### ② 単元株式数の変更及び株式併合

上記「2. 株式併合」に記載した本株式併合に関する議案が本定時株主総会において原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を1億株から1,000万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものです。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附

則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

③本店所在地の変更

平成 28 年 11 月 7 日に豊洲へ移転する予定であった東京都中央卸売市場築地市場が移転延期となっていることに伴い、現行定款第 3 条に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都江東区に変更するものとして定めた附則「第 3 条の変更は、平成 29 年に開催される第 71 期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。」を、「第 3 条の変更は、東京都中央卸売市場築地市場が東京都江東区へ移転する日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。ただし、東京都中央卸売市場築地市場の東京都江東区への移転が行われないことが確定した場合には、変更の効力は生じず、第 3 条の記載は、「当社は、本店を東京都中央区に置く。」に改めるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後又は第 3 条の記載を「当社は、本店を東京都中央区に置く。」に改めた後、これを削除する。」に変更する。

(2) 変更の内容

変更箇所について、現行定款と変更後の定款を対照すると、次のとおりとなります。

(下線部は変更箇所を示しています)

< 現行定款 >	< 変更後の定款案 >
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>100,000,000 株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>10,000,000 株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p>

附 則	附 則
<p>第3条の変更は、平成29年に開催される第71期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p><u>第1条</u> 第3条の変更は、<u>東京都中央卸売市場 築地市場が東京都江東区へ移転する日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。ただし、東京都中央卸売市場 築地市場の東京都江東区への移転が行われないことが確定した場合には、変更の効力は生じず、第3条の記載は、「当社は、本店を東京都中央区に置く。」に改めるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後又は第3条の記載を「当社は、本店を東京都中央区に置く。」に改めた後、これを削除する。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>第5条及び第7条の変更は、当社第71期定時株主総会の議案にかかる株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に、効力が発生するものとする。なお、本附則は当該効力発生日をもって削除する。</u></p>

(3) 定款の一部変更の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案及び定款の一部変更に関する議案が可決されることを条件といたします。

4. 主要日程

平成29年5月8日	取締役会決議
平成29年6月23日（予定）	第71期定時株主総会 定款第4条及び附則の変更の効力発生日
平成29年10月1日（予定）	単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款第5条及び第7条の変更の効力発生日

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の100株）にて行われることとなります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

(ご参考)

## 単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

### Q 1. 単元株式数変更と本株式併合の目的は何ですか

A 1. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その移行期限を平成 30 年 10 月 1 日にすることを公表いたしました。

以上を踏まえ、東京証券取引所に上場している当社としては、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することと致しました。

一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

### Q 2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか

A 2. 単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成 29 年 5 月中旬 取締役会（株主総会招集決議）

平成 29 年 6 月 23 日 定時株主総会

平成 29 年 9 月 27 日 \*当社株式の売買単位が 100 株に変更

平成 29 年 10 月 1 日 \*単元株式数変更及び株式併合の効力発生日

平成 29 年 11 月上旬 \*株主様へ株式併合割当通知発送


平成 29 年 12 月初旬 \*端数処分代金の支払開始

\*平成 29 年 6 月 23 日に開催予定の定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

### Q 3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は 10 分の 1 になる一方で、1 株当たりの純資産額は 10 倍になるからです。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前				株式併合後		
株式数	1 株当たり 純資産額	資産価値		株式数	1 株当たり 純資産額	資産価値
1,000 株	200 円	200,000 円		100 株	2,000 円	200,000 円

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4.

**【所有株式数について】**

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 29 年 10 月 1 日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。なお、株式併合の結果、1 に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却処分し、または自己株式として当社が買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します（具体的なスケジュールは Q 2. のとおりです。）。

**【議決権数について】**

株式併合によって、各株主様の所有株式数は 10 分の 1 になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000 株から 100 株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例 2	1,200 株	1 個	120 株	1 個	なし
例 3	555 株	なし	55 株	なし	0.5 株
例 4	7 株	なし	なし	なし	0.7 株

- ・例 2 及び例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 20 株、例 3 は 55 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買い取り又は買増し制度がご利用できます。
- ・例 3 及び例 4 において発生する端数株式相当分（例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.7 株）につきましては、当社が一括して売却し、または自己株式として当社が買い取り、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。なお、単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話番号：0120-232-711（通話料無料）

受付時間：9時から17時まで（土日、祝日などを除く）

以 上